

S B I のぞみ企業型年金規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この企業型年金規約（以下「本規約」という。）は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下「法」という。）に基づき、事業主及び加入者が拠出した資金を加入者個人が自己の責任において運用指図を行い、老後所得の確保を行うものであり、以って加入者及び加入者であった者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業主の名称及び住所)

第2条 本規約を適用する厚生年金適用事業所の事業主の名称及び住所は、厚生年金適用事業所ごとに定めた別紙に記載の別表（以下「別表」という。）1に定めるとおりとする。

- 2 前項に定める厚生年金適用事業所の事業主の代表（以下「代表事業主」という。）は、別紙1に記載の事業主とする。なお、代表事業主を除き、本規約を適用する厚生年金適用事業所の事業主を「一般事業主」とする。

(実施事業所の名称及び所在地)

第3条 本規約を適用する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の名称及び所在地は、別表2に定めるとおりとする。

(事業主間の事務の委任)

第4条 代表事業主は一般事業主から委任を受け、以下に定める事務の取りまとめを行うことができる。

- (1) 年金規約の改定・変更等に係る検討及び申請・届出等
- (2) 運営管理業務の委託
- (3) 運営管理機関への法定通知
- (4) 資産管理契約の締結
- (5) 資産管理機関への掛金の納付
- (6) 事務費の支払
- (7) その他制度運営に必要とされる事項

第2章 運営管理業務及び資産管理業務等

(運営管理業務の委託)

第5条 代表事業主は、自ら確定拠出年金運営管理機関（第1号に掲げる委託先運営管理機関をいう。以下「甲委託先運営管理機関」という。）として、第2号に掲げる運営管理業務を行う。

- (1) 甲委託先運営管理機関の名称及び住所
名 称 株式会社DCアライブ
住 所 兵庫県神戸市中央区御幸通8丁目1番6号
- (2) 委託先運営管理機関が行う運営管理業務
ア 加入者及び運用指図者（以下「加入者等」という。）の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の記録、保存及び通知
イ 加入者等が行った運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関への通知
ウ 給付を受ける権利の裁定
エ 運用の方法の選定及び加入者等に対する提示
オ エに定める運用の方法に係る情報の提供
- 2 一般事業主は、法第7条第1項の規定に基づき、前項第1号に定める甲委託先運営管理機関及び次に掲げる確定拠出年金運営管理機関（以下「乙委託先運営管理機関」といい、甲委託先運営管理機関及び乙委託先運営管理機関を総称して「委託先運営管理機関」という。）に前項第2号アからオに掲げる運営管理業務を委託する。
乙委託先運営管理機関の名称及び住所
名 称 SBIベネフィット・システムズ株式会社
住 所 東京都港区六本木一丁目6番1号
- 3 甲委託先運営管理機関は、乙委託先運営管理機関に第1項アからウまで及びオに掲げる業務の一部を委託（再委託を含む。）する。

(資産管理契約の締結)

第6条 代表事業主及び一般事業主は、法第8条第1項の規定に基づき、給付に充てるべき積立金について、第1号に掲げる資産管理機関と資産管理契約たる特定金銭信託契約を締結し、第2号に掲げる業務を共同で委託する。

(1) 資産管理機関の名称及び住所

(原信託受託者) 名 称	みずほ信託銀行株式会社
住 所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
(再信託受託者) 名 称	株式会社日本カストディ銀行
住 所	東京都中央区晴海一丁目8番12号

(2) 資産管理機関が行う業務

- ア 掛金の受入れ
- イ 加入者等が行った運用の指図に基づく運用の方法に係る契約の締結及び解除
- ウ 年金資産に係る有価物等の管理
- エ 給付金の送金
- オ 給付に係る納税事務

2 原信託受託者は再信託受託者に、再信託契約に基づき、前項第2号アからウまでに定める業務を再委託する。

第3章 加入者等

(加入者の範囲)

第7条 本規約に基づく企業型年金の加入者は、別表3ア欄に定める実施事業所に使用される同表ウ欄に定める者のうち60歳未満の第一号等厚生年金被保険者（法第2条第6項に規定する第一号等厚生年金被保険者をいう。以下「厚生年金被保険者」という。）とする。ただし、同表オ欄に61歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金の加入者の資格を喪失することを定めたときは、60歳に達した日の前日において同表ア欄に定める実施事業所に使用される厚生年金被保険者であった者で、60歳に達した日以後引き続き同表ア欄に定める実施事業所に使用される厚生年金被保険者（同表オ欄に定める一定の年齢に達していない者に限る。）のうち60歳に達した日の前日において、本規約に基づく企業型年金の企業型年金加入者であった者及び確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号。以下「令」という。）第9条の2に定める者についても企業型年金加入者とする。

なお、法第13条の規定により、本規約の加入者となれない者及び同表エ欄に定める者を除く。

2 本規約の加入者は任意でその資格を喪失することはできない。

(個人型年金への同時加入)

第8条 別表4のア欄に掲げる実施事業所のうち、同表イ欄において個人型年金への同時加入を可能とすることを定めている実施事業所の企業型年金加入者は、自らの選択により個人型年金加入者となることができる。

(加入者の資格取得の時期)

第9条 加入者は、別表3イ欄に定める日に本規約の加入資格を取得する。ただし、加入者が本規約を適用する厚生年金適用事業所間において会社都合による転籍等で異動するときは、当該実施事業所に使用されるに至った日に加入者資格を取得する。

2 事業所が新たに本規約の実施事業所となったときは、当該実施事業所に使用される加入者は、当該実施事業所となった日に本規約に定める企業型年金に加入する。

(加入者の資格喪失の時期)

第10条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日にさらに本規約の年金制度以外の企業型年金の加入者となるに至ったとき、又は第6号に該当するに至ったときは、当該至った日）に加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 実施事業所に使用されなくなったとき。
- (3) その使用される実施事業所が、実施事業所でなくなったとき。
- (4) 厚生年金被保険者でなくなったとき。
- (5) 第7条に定める加入者の範囲に該当しなくなったとき。
- (6) 60歳に達したとき。（ただし、別表3オ欄に一定の年齢を定めた実施事業所にあつては、当該年齢に達したとき。）

(資格の得喪に関する特例)

第 11 条 加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、加入者でなかったものとみなす。

(加入者期間)

第 12 条 加入者である期間（以下「加入者期間」という。）を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

- 2 本規約に定める加入者の資格を喪失した後、再び本規約に定める加入者の資格を取得した者については、本規約における前後の加入者期間を合算する。

(運用指図者)

第 13 条 本規約に定める運用指図者は、次に定める者とする。

- (1) 別表 3 ア欄に定める実施事業所において同表オ欄に定める年齢に達したときに企業型年金の加入者の資格を喪失することが定められている企業型年金の 60 歳以上の企業型年金加入者であって、法第 11 条第 2 号に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）
- (2) 60 歳（ただし、別表 3 オ欄に一定の年齢を定めた実施事業所にあつては、当該年齢）に達したことにより加入者の資格を喪失した者であって、個人別管理資産がある者
- (3) 加入者であつた者であつて本規約に定める年金たる障害給付金の給付を受ける権利を有する者
- 2 運用指図者は、前項各号に定める者のいずれかに該当するに至った日に運用指図者の資格を取得する。
- 3 運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第 3 号に該当するに至ったときは、当該至った日）に、運用指図者の資格を喪失する。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 本規約による個人別管理資産がなくなったとき。
 - (3) 本規約に定める加入者となったとき。
- 4 第 11 条の規定は運用指図者の資格について、前条の規定は運用指図者である期間を計算する場合について準用する。

第 4 章 掛金の算定方法

(事業主掛金の拠出)

第 14 条 事業主は、次項で定めるところにより、年 1 回以上、定期的に事業主掛金を拠出する。

- 2 前項の規定による事業主掛金は、加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12 月から翌年 11 月までの 12 月間（加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあつてはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあつてはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下「企業型掛金拠出単位期間」という。）を単位とし拠出するものとする。ただし、別表 6 ア欄に定める実施事業所ごとに企業型掛金拠出単位期間を区分して、同表イ欄に定める期間（以下「事業主掛金拠出区分期間」という。）ごとに拠出することができる。
- 3 前項にかかわらず、別表 5 ア欄に定める実施事業所ごとに同表ウ欄に定める者は、同表エ欄に定める期間（無給期間に限る。）について事業主掛金の拠出を中断するものとする。
- 4 事業主は、別表 6 ア欄に定める実施事業所ごとに、第 2 項に定める事業主掛金拠出区分期間を企業型掛金拠出単位期間につき 1 回のみ変更することができる。

(事業主掛金の額の算定方法)

第 15 条 各加入者に係る事業主掛金拠出区分期間の事業主掛金の額は、別表 6 ア欄に定める実施事業所ごとに定額掛金の場合は同表エ欄に定める額とし、定率掛金である場合は当該加入者の同表カ欄に定めるところによる基準給与に同表オ欄に定める率を乗じた額とする。

- 2 事業主掛金の額の算定において、1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げる。
- 3 基準給与と改定に伴い後日になって当該給与が遡及して支払われる場合においても、事業主掛金の拠出は遡及されないものとする。

(事業主掛金の納付時期)

第 16 条 事業主は、事業主掛金拠出区分期間の事業主掛金を、当該拠出区分期間の最後の月の翌月末日までに資産管理機関に納付する。

- 2 事業主掛金は前納及び追納することはできない。

(加入者掛金の拠出)

- 第 17 条 別表 7 ア欄に定める実施事業所の加入者は、次項で定めるところにより、年 1 回以上、定期的に自ら企業型年金加入者掛金（以下「加入者掛金」という。）を拠出することができる。
- 2 前項の規定による加入者掛金の拠出は、加入者期間の計算の基礎となる期間につき、企業型掛金拠出単位期間を単位として拠出することができる。ただし、別表 7 ア欄に定める実施事業所ごとに、企業型掛金拠出単位期間を区分して、同表イ欄に定める期間（以下「加入者掛金拠出区分期間」という。）ごとに拠出することができる。
 - 3 加入者掛金の拠出を希望する加入者は、別表 7 ア欄に定める実施事業所ごとに、その旨を事業主に申し出るものとする。
 - 4 加入者は、別表 7 ア欄に定める実施事業所ごとに、第 2 項に定める加入者掛金拠出区分期間を企業型掛金拠出単位期間につき 1 回のみ変更することができる。
 - 5 第 8 条に規定する加入者は、加入者掛金を拠出することはできない。

(加入者掛金の額)

- 第 18 条 加入者掛金の額は、別表 7 ア欄に定める実施事業所ごとに、加入者掛金拠出区分期間について同表ウ欄に定める額のうち、加入者が自ら決定し事業主に申し出た額とする。
- 2 加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超過しないものとする。

(加入者掛金の額の変更方法)

- 第 19 条 加入者は、次の各号に定める場合を除き、企業型掛金拠出単位期間につき 1 回に限り、別表 8 ア欄に定める実施事業所ごとに、同表イ欄に定める変更申出期限までに事業主に申し出ることにより加入者掛金の額を同表イ欄に定める変更月から変更することができる。
- (1) 事業主掛金の額が引き下げられることにより、事業主掛金の額が加入者掛金の額を下回ることとなる場合であって、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように変更する場合
 - (2) 事業主掛金の額が引き上げられることにより、事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超える場合において、合計額が拠出限度額を超えないように加入者掛金の額を変更する場合
 - (3) 本規約の加入者掛金の額の決定の方法が変更されることにより、加入者が拠出していた加入者掛金の額を拠出できなくなる場合において、変更後の決定の方法による額に変更する場合
 - (4) 加入者掛金の額を零に変更する場合
 - (5) 加入者掛金の額を零から変更する場合
 - (6) 加入者がその資格を喪失する場合において、加入者掛金の額をその資格を喪失することに伴い拠出することとなる期間の月数に応じて変更する場合
- 2 第 1 項各号の申出は、加入者掛金拠出区分期間の最初の月の前月末までに行うことができる。
 - 3 事業主は、次の各号に定める場合は、加入者からの変更の指図を受けずに加入者掛金の額を変更できる。
 - (1) 事業主掛金の額が引き下げられることにより加入者掛金の額が事業主掛金の額を超過する場合は、別表 7 ウ欄に定める加入者掛金の額のうち、事業主掛金の額を上回らない一番高い額とする。
 - (2) 事業主掛金の額が引き上げられることにより加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超過する場合は、別表 7 ウ欄に定める加入者掛金の額のうち、事業主掛金の額との合計額が拠出限度額を上回らない一番高い額とする。
 - (3) 本規約の加入者掛金の額の決定の方法が変更されることにより、加入者が拠出していた加入者掛金の額を拠出できなくなる場合は、変更後の決定の方法による額とする。
 - 4 事業主は、前項各号の変更を加入者からの変更の指図を受けずに行った場合は、変更後、速やかに当該加入者に報告するものとする。

(加入者掛金の納付時期)

- 第 20 条 事業主は、加入者掛金拠出区分期間の加入者掛金の額（事業主掛金がある場合は、当該事業主掛金の額と合算した額）を当該拠出区分期間の最後の月の翌月末日までに資産管理機関に納付する。
- 2 事業主は、前項の加入者掛金を加入者掛金拠出区分期間の各月につき、加入者の当該月の翌月の給与から控除するものとする。
 - 3 事業主が加入者掛金を給与から控除できない場合は、その月の加入者掛金の拠出は行わないものとする。
 - 4 第 2 項の規定にかかわらず、加入者掛金を拠出している加入者が実施事業所に使用されなくなる場合であって、使用されなくなった日が月の末日である場合は、事業主は、当該加入者が使用されなくなった日の属する月の前月分及び当月分の加入者掛金を当該加入者の給与から控除することができる。

- 5 加入者掛金は前納及び追納することはできない。
- 6 加入者掛金の返戻が発生した場合には、事業主を通じて行うものとする。

(拠出限度額)

- 第 21 条 第 14 条第 2 項ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は第 17 条第 2 項ただし書の規定により加入者掛金を拠出する場合（12 月から翌年 11 月までの 12 月間に企業型年金加入者の資格を喪失した後、再び元の企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者に係る事業主掛金又は加入者掛金を拠出する場合を含む。）におけるその拠出することとなった日に係る事業主掛金又は加入者掛金の額は、第 12 条第 1 項に規定する加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12 月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月における次の各号に掲げる加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る事業主掛金及び加入者掛金の額の総額を控除した額を超えてはならない。
- (1) 個人型年金同時加入制限者（令第 11 条第 1 号に規定する個人型年金同時加入制限者をいう。以下同じ。）であって、実施事業所において適用されている公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号。以下「平成 25 年改正法」という。）附則第 3 条第 11 号に規定する存続厚生年金基金（以下「厚生年金基金」という。）、確定給付企業年金及び私立学校教職員共済制度の加入者（当該制度の加入待期者及び既に当該給付を受ける権利を有している者を含む。以下「他制度加入者」という。）令第 11 条第 2 号に定める金額
 - (2) 個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの令第 11 条第 1 号に定める金額
 - (3) 個人型年金同時加入可能者（令第 11 条第 3 号に規定する個人型年金同時加入可能者をいう。以下同じ。）であって、他制度加入者以外のもの令第 11 条第 3 号に定める金額
 - (4) 個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの令第 11 条第 4 号に定める金額
- 2 事業主は、第 1 項各号に定める額を加入者等に周知するとともに、令改正により同令第 11 条に規定する拠出限度額が変更になった場合においても、その旨周知する。

(加入者掛金の源泉徴収)

- 第 22 条 事業主は、加入者掛金を給与から控除したときは、加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該加入者に通知するものとする。

(災害等による掛金の納付期限の特例)

- 第 22 条の 2 災害その他やむを得ない理由がある場合として厚生労働大臣が定める場合においては、事業主及び加入者は第 16 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める掛金の納付期限日を延長することができる。
- 2 事前の規定により延長される納付期限については、前項の理由がやんだ日から 2 月以内において厚生労働大臣が定める日までの日とする。

第 5 章 運用方法の提示及び運用の指図

(運用の方法の選定及び提示)

- 第 23 条 本規約において、企業型年金加入者等が選定することができる運用の方法（以下「対象運用方法」という。）は、令第 15 条第 1 項の表の中欄の区分に応じ同表の下欄の事項ごとに区分したものの中から委託先運営管理機関が 3 以上 35 以下の数で選定及び提示する。この際、企業型年金加入者等の選択の幅が狭められることなくリスク・リターン特性の異なる運用の方法が選定及び提示されるために、同項の表の中欄のうち 3 以上の区分から選定することとする。ただし、提示される運用の方法が同項の表の 2 の項ロ、3 の項ヌ若しくはル、4 の項ロ又は 5 の項ロの区分（以下「特定区分」という。）に該当する運用の方法から選定する場合には、資産の種類又は資産の配分が異なるよう留意して運用の方法が適切に選定及び提示されていれば、特定区分から 3 以上選定することができる。なお、企業型年金加入者等が選定することができる運用の方法に、第 1 号に該当する運用の方法が含まれる場合には、第 1 号以外から 3 以上、さらに、第 2 号に該当する運用の方法が含まれる場合には、第 2 号以外から 2 以上の運用の方法を、委託先運営管理機関は選定及び提示しなければならない。
- (1) 令第 15 条第 1 項の表の 2 の項ニ又は 3 の項レからウまでの区分に該当する対象運用方法
 - (2) 令第 15 条第 1 項の表の 1 の項イ若しくはロ、2 の項イ、3 の項イからホまで、4 の項イ又は 5 の項イの区分に該当する対象運用方法
- 2 前項の規定に基づき選定される運用の方法は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の

可能性その他の収益の性質が類似してはならない。

(運用の方法の除外)

第 24 条 委託先運営管理機関は、対象運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、書面若しくは電磁的方法により当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている企業型年金加入者等（以下この条において「除外運用方法指図者」という。（所在が明らかでない者を除く。））の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたこと又は以下の事由により当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。

- (1) 運用の方法が令第 15 条第 1 項の表の 3 の項ワ、カ、ナ又はウに定める方法である場合にあっては、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 12 項に規定する投資法人をいう。）が同法第 216 条の規定により同法第 187 条の登録の取消しを受けたこと。
 - (2) 運用の方法に係る契約に係る契約の相手方について破産手続開始の決定があったこと。
 - (3) 運用の方法が令第 15 条第 1 項の表の 3 の項ヌ、ル、ヲ、ナ、キ又はノに定める方法である場合にあっては、当該受益証券が投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 1 項又は第 49 条第 1 項に規定する投資信託約款をいう。）の規定により信託契約期間を変更して償還されたこと。
- 2 委託先運営管理機関は、実施事業所の労使間で十分に議論・検討された結果を踏まえ、どの運用の方法を除外しようとするかを決定する。
 - 3 委託先運営管理機関は、除外運用方法指図者に当該運用の方法を除外する旨を通知した上で、法第 26 条第 1 項の運用の方法の除外に係る同意を得る（通知を行った日から 3 週間以内に書面若しくは電磁的方法による回答がない場合には、その旨を通知に明記した上で、当該除外運用指図者は同項の同意をしたものとみなす。）。
 - 4 除外運用方法指図者（所在が明らかでないものを除く。）の 3 分の 2 以上の同意が得られた場合、除外することが決定したことを加入者等に周知した上で、他の運用の方法へ運用の指図を変更するよう、除外運用方法指図者に促す。
 - 5 委託先運営管理機関は運用の方法を除外した旨、除外運用方法指図者に通知する。
 - 6 委託先運営管理機関は、除外運用方法指図者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、前項の通知に代えて、当該運用の方法が除外された旨をインターネットの利用により公告しなければならない。

(指定運用方法)

第 25 条 委託先運営管理機関は、対象運用方法の中から法第 23 条の 2 及び確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号。以下「規則」という。）第 19 条の定めるところにより、指定運用方法を選定し、加入者に提示することができる。

- 2 前項の指定運用方法は別表 9 ア欄に掲げる実施事業所ごとに定める同表イ欄に掲げる運用の方法とする。
- 3 乙委託先運営管理機関は法第 25 条の 2 第 1 項に定める特定期間（本規約においては 3 月間とする。）内に運用の指図をしなかった加入者に対し、次項に定める事項及び指定運用方法を通知しなければならない。
- 4 前項の通知を行ってもなお、法第 25 条の 2 第 2 項に定める猶予期間（本規約においては 2 週間とする。）内に運用の指図を行わなかった加入者に対しては、当該加入者が別表 9 イ欄に定める指定運用方法を選択し、かつ、当該指定運用方法にその未指図個人別管理資産（法第 25 条の 2 第 3 項に規定する未指図個人別管理資産をいい、法第 54 条の 3 又は法第 81 条において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなす。
- 5 前 4 項にかかわらず、別表 9 に指定運用方法に関する定めのない実施事業所の加入者に対しては、前 4 項の定めを適用しない。

(指定運用方法の選定及び提示)

第 26 条 前条に定める指定運用方法の選定及び提示に当たっては、以下のとおり行うものとする。

- (1) 委託先運営管理機関からの要請により、事業主から委託先運営管理機関へ加入者の集団の属性等を伝える。
- (2) 指定運用方法の候補となる運用の方法を事業主へ提示し、当該運用の方法に関する以下の点も併せて説明する。
 - ア リスク（価格変動の大きさ、実質価値の維持可能性等）
 - イ 指定運用方法により見込まれる収益が損失との関係で合理的であること
 - ウ 手数料・信託報酬その他これらに類する費用
- (3) 前号の情報及び説明を元に、次に掲げる着眼点を踏まえ、指定運用方法の候補となる運用の方法が、指定運用方法として加入者の集団に適切か否か、実施事業所の労使間で協議する。

ア 主に加入者の集団に係る事項

加入者の集団の属性（年齢別構成、退職までの平均勤続年数等）、金融商品への理解度、加入者のニーズ、想定利回りや掛金額等退職給付における位置づけ等

イ 主に金融商品に係る事項（リスク・リターン特性）

期待収益率、価格の変動の大きさ、運用結果が拠出した掛金の合計額を上回る可能（確実）性、インフレリスクに対応し実質的に購買力を維持できる可能性、分散投資効果等

(4) 事業主は、労使協議の結果を委託先運営管理機関に伝達する。

(5) 委託先運営管理機関は、第3号の労使協議の結果を尊重して、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて、指定運用方法として選定しようとする運用の方法が規則に定める指定運用方法の基準に適合していることを確認し、指定運用方法として選定する。

(6) 委託先運営管理機関は、指定運用方法を提示するとともに、指定運用方法に係る以下の情報を加入者に提供する。

ア 利益の見込みと損失の可能性

イ 選定理由

ウ 手続を踏んだ後（特定期間を経過後、加入者に運用の指図を行っていない旨及び指定運用方法を通知し、通知後猶予期間を経てもなお加入者が運用の指図を行わないとき）に指図をしたものとみなされる旨

エ 第27条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事項

オ 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合に必要となる手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報

カ 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図については、法第25条第1項の規定により運用の指図の変更を行うことが可能である旨

キ 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合において、その運用から生ずる利益及び損失については、当該運用の指図を行ったものとみなされた企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者が責任を負うものである旨

ク 法第25条の2第1項に規定する特定期間及び同条第二項に規定する猶予期間

ケ アからクに掲げるもののほか、企業型年金加入者が指定運用方法の内容を把握するために必要な情報

（運用の方法に係る情報の提供）

第27条 加入者等は、委託先運営管理機関から、第23条の規定により選定し、提示した運用の方法について、提示する運用方法の全体構成及びそれぞれを選定した理由のほか次の各号に定める事項に関する情報の提供を受ける。

(1) 運用の方法の内容（次の①から③までの事項を含む。）

① 利益の見込み（利益の見込みを示すことが困難である場合にあっては、その旨）及び損失の可能性に関する事項

② 運用の方法に係る資金の拠出の単位又は上限額があるときは、その内容に関する事項

③ 運用の方法に係る利子、配当その他の利益の分配方法に関する事項

(2) 運用の方法に係る過去10年間（当該運用の方法の過去における取扱期間が10年間に満たない場合にあっては、当該期間）の利益又は損失の実績

(3) 加入者等個々の持分の計算方法

(4) 選定又は変更した場合に必要となる手数料その他の費用及びその負担の方法

(5) 預金保険制度及び保険契約者保護機構の適用の有無

(6) 金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号）第3条第1項各号に規定する重要事項

(7) その他加入者等が運用の指図を行うために必要な情報

（運用の指図）

第28条 加入者等は、個人別管理資産について、次の各号の規定に基づき、乙委託先運営管理機関の定める方法により運用の指図を行う。

(1) 加入者等は、自己の個人別管理資産の全額について、選定した運用の方法ごとに配分する割合を定め、乙委託先運営管理機関に運用の指図を行う。

(2) 現に運用の指図を行っている個人別管理資産について、運用の方法又は割合を変更するときは、現に運用の指図を行っている運用の方法及び割合と変更後の運用の方法及び割合を乙委託先運営管理機関に通知することにより行う。

2 前項第2号に規定する運用の指図の変更は、3月に1回以上行うことができるものとする。

3 第69条、第77条及び附則第3条から第7条までに規定する移換に係る資産について、加入者等から当

該移換資産に対する運用の指図が行われなかった場合は、第 1 項第 1 号に規定する掛金配分割合に係る運用の指図を適用する。

- 4 加入者等が第 1 項第 1 号に規定する掛金配分割合に係る運用の指図を行わなかった場合及び前項において掛金配分割合に係る運用の指図が行われていない場合は、当該資産を未指図個人別管理資産として次の各号の通りに取扱う。
 - (1) 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、加入者等は未指図個人別管理資産について、同項同号に定める乙委託先運営管理機関への通知により運用の指図をすることができる。
 - (2) 未指図個人別管理資産を保有する者が第 1 項第 1 号に規定する掛金配分割合に係る運用の指図を行った場合は、未指図個人別管理資産について、当該運用の指図を適用する。
 - (3) 未指図個人別管理資産を保有する者に対して第 31 条に規定する給付を行う場合は、当該未指図個人別管理資産を含めて給付金に充てるものとする。

(指定運用方法の取扱を変更する場合の特例)

第 28 条の 2 第 25 条又は第 26 条に規定される指定運用方法に関する事項を変更するときは、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところに従うものとする。

- (1) 指定運用方法の提示を終了する場合・・・指定運用方法の提示を終了する前に指定運用方法を選択したとみなされた者については、当該指定運用方法にその未指図個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなすこと。
- (2) 指定運用方法を変更する場合・・・指定運用方法を変更する前に指定運用方法を選択したとみなされた者については、変更前の指定運用方法にその未指図個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなすこと。また、特定期間又は猶予期間の経過中の者については、変更前の指定運用方法に係る当該各期間の進行を中止し、指定運用方法を変更した後最初に掛金の納付が行われた日から再度特定期間を開始すること。
- (3) 特定期間を変更する場合・・・特定期間の変更時において、変更前の特定期間の経過中の者については、変更前の特定期間を適用すること。
- (4) 猶予期間を変更する場合・・・猶予期間の変更時において、変更前の猶予期間の経過中の者については、変更前の猶予期間を適用すること。また、猶予期間の変更時において、特定期間の経過中の者であって、当該特定期間経過後に猶予期間が適用される者については、変更前の猶予期間を適用すること。

(事業主の責務)

第 29 条 事業主は、加入者等に対し、加入者等が行う前条第 1 項の運用の指図に資するため、加入者等がその資格を取得した時、又は加入後も定期的に、次に定めるものに関する資料の提供を行う等必要に応じた措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。

- (1) 確定拠出年金制度等の具体的な内容
 - ① わが国の年金制度の概要、改正等の動向及び年金制度における確定拠出年金の位置づけ
 - ② 確定拠出年金制度（次のアからケまでに定める事項）
 - ア 本規約に定める年金制度に加入できる者とその拠出限度額（加入者掛金の拠出限度額とその効果を含む。）
 - イ 運用の方法の範囲、加入者等への運用の方法の提示の方法及び運用の方法の預替え機会の内容
 - ウ 運用の指図は加入者自身が自己の責任において行うこと。
 - エ 指定運用方法を選定及び提示している場合は、指定運用方法の概要。また、指定運用方法により運用されたとしても、加入者自身の資産形成状況やライフプラン等に適した運用の方法が選択されているかどうかを確認し、自身に適さない運用の方法であれば他の運用の方法を選択すべきであること。
 - オ 給付の種類、受給要件、給付の開始時期及び給付（年金又は一時金の別）の受取方法
 - カ 加入者等が転職又は離職した場合における資産の移換の方法
 - キ 拠出、運用及び給付の各段階における税制措置の内容
 - ク 事業主、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）、平成 25 年改正法附則第 3 条第 13 号に規定する存続連合会又は確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）第 91 条の 2 に規定する企業年金連合会（以下「企業年金連合会」という。）、運営管理機関及び資産管理機関の役割
 - ケ 事業主、連合会、運営管理機関及び資産管理機関の行為準則（責務及び禁止行為）の内容
- (2) 金融商品の仕組みと特徴
預貯金、信託商品、投資信託、債券、株式、保険商品等それぞれの金融商品についての次の事

- 項
- ア その性格又は特徴
- イ その種類
- ウ 期待できるリターン
- エ 考えられるリスク
- オ 投資信託、債券、株式等の有価証券や変額保険等については、価格に影響を与える要因等
- (3) 資産の運用の基礎知識
 - ア 資産の運用を行うに当たっての留意点（すなわち金融商品の仕組みや特徴を十分認識した上で運用する必要があること）
 - イ リスクの種類と内容（金利リスク、為替リスク、信用リスク、価格変動リスク、インフレリスク（将来の実質的な購買力を確保できない可能性）等）
 - ウ リスクとリターンの関係
 - エ 長期運用の考え方とその効果
 - オ 分散投資の考え方とその効果
 - カ 年齢、資産等の加入者等の属性によりふさわしい運用の方法のあり方は異なり得るため一律に決まるものではないが、長期的な年金運用の観点からは分散投資効果が見込まれるような運用の方法が有用である場合が少なくないこと。
- (4) 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計
 - ア 老後の定期収入は現役時代と比較し減少するため、資産形成は現役時代から取り組むことの必要性
 - イ 平均余命などを例示することで老後の期間が長期に及ぶものであること及び老後に必要な費用についても長期にわたり確保する必要があること。
 - ウ 老後に必要となる一般的な生活費の総額を例示しつつ、公的年金や退職金等を含めてなお不足する費用（自身が確保しなければならない費用）の考え方
 - エ 現役時代の生活設計を勘案しつつ、確定拠出年金や退職金等を含めた老後の資産形成の計画や運用目標の考え方
 - オ 加入者等が運用の方法を容易に選択できるよう運用リスクの度合いに応じた資産配分例の提示
 - カ 離転職の際には、法第 83 条の規定による個人別管理資産の連合会への移換によることなく、法第 80 条及び第 82 条の規定により個人別管理資産を移換し、運用を継続していくことが重要であること。

（個人別管理資産額の通知）

第 30 条 乙委託先運営管理機関は、加入者等に対し、法第 27 条に基づき、事業年度終了日の翌月末日までに、当該加入者等に係る次の各号に定める事項の通知を行うこととする。

- (1) 直前の事業年度の末日（以下「今期日」という。）における個人別管理資産の額
- (2) 今期日における運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額
- (3) 前回の通知において第 1 号の規定により今期日とされた日（以下「前期日」という。）における個人別管理資産の額
- (4) 前期日における運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額
- (5) 前期日から今期日までに拠出された各月ごとの事業主掛金及び加入者掛金の額並びにこれらの総額並びに事業主掛金を拠出した者の名称
- (6) 過去に拠出された事業主掛金及び加入者掛金の額並びにこれらの総額
- (7) 前期日から今期日までの間に運用の指図の変更を行った場合にあっては、当該変更の内容
- (8) 前期日から今期日までの間に加入者等が個人別管理資産から負担した事務費その他の費用の内容及びそれを負担した年月日
- (9) 前期日から今期日までの間に厚生年金基金、確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたとき又は脱退一時金相当額等（厚生年金基金の脱退一時金相当額、確定給付企業年金の脱退一時金相当額又は企業年金連合会の規約で定める積立金若しくは年金給付等積立金等（平成 25 年改正法附則第 55 条第 1 項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の移換が行われたときは、その制度の種別、年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項
- (10) 規則第 15 条第 1 項第 2 号及び第 3 号（他の企業型年金の企業型年金加入者等又は個人型年金加入者等の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る。）に掲げる事項並びに今期日における法第 33 条第 1 項の通算加入者等期間（乙委託先運営管理機関が行う記録関連業務に係る部分に限る。）
- (11) 法第 25 条第 1 項の規定による運用の指図が行われていない個人別管理資産がある場合にあって

は、今期日及び前期日における運用の指図が行われていない個人別管理資産の額並びに同項の規定により運用の指図を行うことが可能である旨

- (12) 指定運用方法が提示されている場合にあっては、法第 25 条の 2 第 2 項の事項及び当該指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合に当該運用の指図を行ったものとみなされた企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者がその運用から生ずる利益及び損失について責任を負うものである旨
- (13) 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされている場合にあっては、当該運用の指図を行ったものとみなされた年月日、法第 25 条第 1 項の規定により運用の指図を行うことが可能である旨及び指定運用方法の運用の方法に係る第 2 号に掲げる額に、指定運用方法に充てられた額が含まれる可能性がある旨

第6章 給付の額及び支給方法

第 1 節 通則

(給付の種類)

第 31 条 本規約の給付は、次のとおりとする。

- (1) 老齢給付金
- (2) 障害給付金
- (3) 死亡一時金
- (4) 脱退一時金

(裁定及び支給)

第 32 条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、乙委託先運営管理機関が裁定する。

- 2 乙委託先運営管理機関は、前項の規定により裁定をしたときは、裁定の結果及び資産管理機関が給付を行う上で必要な個人情報（所得税の徴収税額の算定に必要な個人情報を含む。）を、資産管理機関に通知する。
- 3 資産管理機関は、乙委託先運営管理機関の裁定に基づいて、その請求をした受給権者に給付金を支給する。
- 4 資産管理機関が、受給権者に給付金を支給するときは、当該受給権者が指定した金融機関の受給権者本人の預貯金口座に振り込む方法による。

(受給権の保護)

第 33 条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分含む。）により差し押さえる場合は、この限りではない。

(年金給付の支給期間)

第 34 条 給付のうち年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）の支給は、これを支給すべき事由が生じた月（支給すべき事由が生じた月とは、乙委託先運営管理機関が裁定請求書を受付けた月。ただし書類に不備がある場合は、書類が完備した月。）の翌月から始め、支給期間は、年金給付の請求時に受給権者が選択した次の各号のいずれかとする。

- (1) 5 年
- (2) 10 年
- (3) 15 年
- (4) 20 年
- 2 年金給付の支給は、給付を受ける権利が消滅したときは、前項の規定にかかわらず、当該権利が消滅したときに終了する。

(年金給付の支払期月)

第 35 条 年金給付は、受給権者が選択した次の各号のいずれかの年間支給回数に応じ、支払期月の 20 日（当該 20 日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日）に、それぞれその前月分までを支給する。

- (1) 年間支給回数を 1 回として選択したとき
支給開始月から起算して 13 月目に初回給付（以降 12 月ごとに支給）
- (2) 年間支給回数を 2 回として選択したとき
支給開始月から起算して 7 月目に初回給付（以降 6 月ごとに支給）
- (3) 年間支給回数を 4 回として選択したとき
支給開始月から起算して 4 月目に初回給付（以降 3 月ごとに支給）

(年金計画)

- 第 36 条 年金給付は、支給期間及び乙委託先運営管理機関が裁定を完了した日の属する月の前月の末日以後における個人別管理資産額に基づき次項以下に定める算定方法により算定した各年金給付年度の年金給付の額を支給する方法（以下各年金給付年度の年金給付の額を支給する方法を「分割取崩型年金」という。）により実施する。
- 2 各年金給付年度の年金額は、裁定が完了した日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額を年金給付の請求時に受給権者が選択した第 34 条第 1 項に定める年数（以下「支給予定期間」という。）で除した額とする。
 - 3 資産の売却順序の指定は、年金支給を受けるために受給権者が保有している各商品を個人別管理資産と同じ割合で売却・現金化する方法（一律均等売却方式）によるものとする。
 - 4 各年金給付年度の年金額は、裁定の請求をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額の 2 分の 1 に相当する額を超えず、かつ、20 分の 1 に相当する額を下回らないものでなければならない。

(年金給付の額)

- 第 37 条 各支払期月に支給する年金給付の額は、当該支払期月の支給の対象となる月数を 12 で除した率に前条第 2 項で定めた額を乗じて得た額を各商品の数量に換算し、各商品の数量を売却した額とする。
- 2 年金支給開始月から起算して 5 年を経過した日以後の日に、受給権者が年金給付の支給を一時に受けることを申し出たときは、前項の規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の末日における個人別管理資産額を支給する。
 - 3 給付金支払のための売却日は、支払期月の第 1 営業日とする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、商品の満期等のために前項に定めた日に商品の売却ができない場合は、直後の売却が可能となった日に売却を行うものとする。これにより、第 35 条に定める年金給付の支払日に支給が行えない場合は、乙委託先運営管理機関から支払日までに受給権者に対して通知するものとする。
 - 5 裁定請求時に選択した年金支給期間の最後の月の末日において個人別管理資産額がある場合にあつては、第 1 項及び第 2 項並びに第 35 条の規定にかかわらず、当該最後の月の翌月 20 日（20 日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日）に、当該最後の月の末日における個人別管理資産額を一括して支給する。

(個人別管理資産額が過少となったことに伴う年金計画の変更)

- 第 38 条 年金支給開始月以後、個人別管理資産額が過少となったことにより（「過少となった」とは、支給を請求した時にあらかじめ想定していたその年における個人別管理資産の予想額と実際のその年における個人別管理資産の額を比べて、当該予想額の半分以下となった場合）、年金給付を支給予定期間にわたって受けることが困難となった場合には、受給権者の申し出により、年金支給期間の全期間にわたって年金給付を受けることができるよう年金額の算定方法を変更できるものとする。
- 2 前項の変更は、変更月の前月 15 日までに乙委託先運営管理機関に申し出るものとする。
 - 3 第 1 項の変更は、年金の支給期間中、1 回に限り行うことができるものとする。
 - 4 第 1 項の申出をした場合にあつては、申出をした日の属する月の翌月以後の各支払期月に支給する年金給付の額は、申出日の属する月の前月の末日の個人別管理資産額に基づき、受給権者が申し出た各年金

給付年度の額を年間支給回数にて按分した額とする。

- 5 前項の各年金給付年度の年金額は、第1項の申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額の2分の1に相当する額を超えず、かつ、20分の1に相当する額を下回らないものでなければならない。

第2節 老齢給付金

(支給要件)

第39条 加入者であった者であって、次の各号に定める者(個人別管理資産額がある者に限る。ただし、本規約の障害給付金の受給権者を除く。)が、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、乙委託先運営管理機関に老齢給付金の支給を請求することができる。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 年齢60歳以上61歳未満の者 | 10年 |
| (2) 年齢61歳以上62歳未満の者 | 8年 |
| (3) 年齢62歳以上63歳未満の者 | 6年 |
| (4) 年齢63歳以上64歳未満の者 | 4年 |
| (5) 年齢64歳以上65歳未満の者 | 2年 |
| (6) 年齢65歳以上の者 | 1月 |

- 2 前項の規定の通算加入者等期間は、法第33条第2項に基づき、次の各号に定める期間(その者が60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。)を合算した期間をいう。

- | |
|---|
| (1) 企業型年金加入者期間(本規約以外の企業型年金の加入者期間を含む。) |
| (2) 企業型年金運用指図者期間(本規約以外の企業型年金の運用指図者期間を含む。) |
| (3) 個人型年金加入者期間 |
| (4) 個人型年金運用指図者期間 |

- 3 前項の通算加入者等期間を算定する場合において、同一の月が同時に2以上の前項各号の期間の算定の基礎となるとときは、前項各号に定める期間のうち1の期間についてのみ、その算定の基礎とするものとする。

- 4 別表3オ欄に一定の年齢を定めた実施事業所の60歳以上の加入者は、第1項に定める支給要件を満たす通算加入者等期間を有する場合であっても、加入者資格を喪失しない限り、老齢給付金の支給を請求することができない。

(老齢給付金の支給の請求手続き)

第40条 前条の老齢給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を乙委託先運営管理機関に提出することによって行うものとする。

- | |
|------------------------------|
| (1) 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号 |
| (2) 老齢給付金の払渡しを希望する支払機関に関する事項 |

- 2 前項の請求書には、戸籍の謄本もしくは抄本又は生年月日に関する市区町村長の証明書その他生年月日を証する書類を添付しなければならない。

- 3 前条の老齢給付金の支給の請求(前条第1項各号に掲げる者のうち、当該請求を受けた乙委託先運営管理機関が有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満である者からの請求に限る。)を受けた乙委託先運営管理機関は、乙委託先運営管理機関以外の記録関連運営管理機関等(企業型記録関連運営管理機関(記録関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型記録関連運営管理機関等」という。))又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。)又は連合会に対し、次の各号に掲げる事項を内容とする当該老齢給付金の裁定に必要な記録の提供を求めることとする。

- | |
|---|
| (1) 当該請求した者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等に対しては、規則第22条の2第3項第1号に掲げる事項 |
| (2) 当該請求した者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会に対しては、規則第22条の2第3項第2号に掲げる事項 |

- 4 前項の記録の提供を求められた記録関連運営管理機関等又は連合会は、乙委託先運営管理機関に対し、求められた記録を提供するものとする。

(70歳到達時の支給)

第 41 条 加入者であった者（個人別管理資産の額がある者に限る。）が老齢給付金を請求することなく 70 歳に達したときは、その者に乙委託先運営管理機関の裁定に基づき、資産管理機関が老齢給付金を支給する。

（支給の方法）

第 42 条 老齢給付金は、年金として支給する。

- 2 老齢給付金は、前項の規定にかかわらず、受給権者が給付の裁定請求と同時に個人別管理資産額の全部を一時金として支給することを乙委託先運営管理機関に請求したときは、一時金として支給する。
- 3 前条の規定に基づく老齢給付金は、第 1 項の規定にかかわらず、一時金たる老齢給付金の支給の請求があったものとして、一時金として支給する。

（一時金給付の額）

第 43 条 一時金給付の額は、すべての運用の方法に係る資産の現金化が完了した日（裁定請求日から起算して 3 月を経過する日までの間に限る。）の個人別管理資産額とする。

（失権）

第 44 条 老齢給付金を受ける権利は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに、消滅する。

- （1） 受給権者が死亡したとき。
- （2） 障害給付金の受給権者となったとき。
- （3） 個人別管理資産の額がなくなったとき。

第 3 節 障害給付金

（支給要件）

第 45 条 加入者又は加入者であった者（個人別管理資産の額がある者に限る。以下この条及び第 50 条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当したときは、その者は、70 歳に達する日の前日までに乙委託先運営管理機関に障害給付金の支給を請求することができる。

- （1） 加入者又は加入者であった者が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）から起算して 1 年 6 月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）から 70 歳に達する日の前日までの間において、その傷病により国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 30 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったとき。
- （2） 加入者又は加入者であった者が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（以下この項において「基準傷病」という。）に係る初診日において基準傷病以外の傷病により障害の状態にある場合であって、基準傷病に係る障害認定日から 70 歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して前号の国民年金法第 30 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が 2 以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）の初診日以降であるときに限る。）。

（支給の方法）

第 46 条 障害給付金は、年金として支給する。

- 2 障害給付金は、前項の規定にかかわらず、受給権者が給付の裁定請求と同時に個人別管理資産額の全部を一時金として支給することを乙委託先運営管理機関に請求したときは、一時金として支給する。

（一時金給付の額）

第 47 条 一時金給付の額は、すべての運用の方法に係る資産の現金化が完了した日（裁定請求日から起算して 3

月を経過する日までの間に限る。)の個人別管理資産額とする。

(一定期間ごとの年金計画の変更)

- 第 48 条 受給権者は、年金支給開始月から起算して 5 年を経過するごとに、年金の支給期間及び年金額の変更を申し出ることができるものとする。
- 2 前項の変更は、変更月の前月 15 日までに乙委託先運営管理機関に申し出るものとする。
 - 3 第 1 項の申出をした場合にあっては、申出をした日の属する月の翌月以後の各支払期月に支給する年金給付の額は受給権者が申し出た年金給付の支給期間及び申出日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額に基づき、受給権者が申し出た各年金給付年度の額を年間支給回数にて按分した額とする。
 - 4 前項の各年金給付年度の年金額は、第 1 項の申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額の 2 分の 1 に相当する額を超えず、かつ、20 分の 1 に相当する額を下回らないものでなければならない。

(失権)

- 第 49 条 障害給付金を受ける権利は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。
- (1) 受給権者が死亡したとき。
 - (2) 個人別管理資産の額がなくなったとき。

第 4 節 死亡一時金

(支給要件)

- 第 50 条 死亡一時金は、加入者又は加入者であった者が死亡したときに、その者の遺族に乙委託先運営管理機関の裁定に基づいて支給する。

(一時金給付の額)

- 第 51 条 死亡一時金の額は、すべての運用の方法に係る資産の現金化が完了した日（裁定請求日から起算して 3 月を経過する日までの間に限る。）の個人別管理資産額とする。

(遺族の範囲及び順位)

- 第 52 条 死亡一時金を受けることができる遺族は、次に定める者とする。ただし、死亡した者が、死亡する前に、配偶者(届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受ける者を指定してその旨を乙委託先運営管理機関に対して表示したときは、その表示したところによる。
- (1) 配偶者
 - (2) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に定める者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって第 2 号に該当しない者
- 2 前項本文の場合において、死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、同項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に定める者のうちにある場合は、同号に定める順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
 - 3 前項の規定により死亡一時金を受けることができる遺族に同順位者が 2 人以上あるときは、死亡一時金はその人数によって等分して支給する。
 - 4 死亡一時金を受けることができる同順位者が 2 人以上あるときは、その 1 人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。
 - 5 死亡一時金を受けることができる遺族がないときは、死亡した者の個人別管理資産の額に相当する金銭

は、死亡した者の相続財産とみなす。

- 6 死亡一時金を受けることができる者によるその権利の裁定の請求が死亡した者の死亡の後 5 年間ないときは、死亡一時金を受けることができる遺族はないとみなして、前項の規定を適用する。

(給付の制限)

第 53 条 故意の犯罪行為により加入者又は加入者であった者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、死亡一時金を受けることができない。加入者又は加入者であった者の死亡前に、その者の死亡によって死亡一時金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

第 5 節 脱退一時金

(支給要件)

第 54 条 脱退一時金は、加入者であった者（個人別管理資産がある者に限る。第 58 条において同じ。）が次の各号のいずれにも該当するときに、乙委託先運営管理機関の裁定に基づいて支給する。

- (1) 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと。
- (2) 当該請求した日における個人別管理資産の額として、以下のアからウまでに定める額を合算した額からエ及びオに定める額を合算した額を控除して得た額が 15,000 円以下であること。
 - ア 脱退一時金の支給を請求した日（以下この条において単に「請求日」という。）が属する月の前月の末日における企業型年金の個人別管理資産の額
 - イ 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主及び加入者が拠出することとなっていた掛金であって、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額
 - ウ 厚生年金基金、確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度の資産又は脱退一時金相当額等が移換することとなっていた資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額
 - エ 第 59 条の規定に基づき事業主に返還されることとなる額
 - オ 法第 54 条の 4 第 2 項又は中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 31 条の 3 第 1 項の規定により移換することとなっていた個人別管理資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額
- (3) 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して 6 月を経過していないこと。

(請求手続)

第 55 条 前条の脱退一時金の支給の請求は、次に定める事項を記載した請求書を乙委託先運営管理機関に提出することによって行うものとする。

- (1) 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
 - (2) 脱退一時金の払渡しを希望する支払機関に関する事項
- 2 前項の請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市区町村長の証明書その他生年月日を証する書類を添付しなければならない。
- 3 前条の脱退一時金の支給の請求を受けた乙委託先運営管理機関は、記録関連運営管理機関等（乙委託先運営管理機関を除く。）に対し、必要に応じて次の各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めることとする。
- (1) 当該請求した者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等に対しては、規則第 69 条の 2 第 4 項第 1 号に掲げる事項
 - (2) 個人型記録関連運営管理機関に対しては、規則第 69 条の 2 第 4 項第 2 号に掲げる事項

(一時金の額)

第 56 条 脱退一時金の額は、その支給を請求した者の個人別管理資産に係るすべての運用の方法に係る資産が現金化された日（その支給を請求した日から起算して 3 月を経過する日までの間に限る。）における個人別管理資産額とする。

(一時金の支給を受けたときの通算加入者等期間の計算)

第 57 条 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間（その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までに法第 54 条第 2 項及び第 54 条の 2 第 2 項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間（その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までに法第 74 条の 2 第 2 項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び個人型年金運用指図者期間は、法第 33 条第 2 項の規定にかかわらず、同条第 1 項の通算加入者等期間に算入しない。

- 2 法附則第 2 条の 2 第 1 項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、2 以上の個人別管理資産を有する者については、同条第 4 項の規定による通算加入者等期間に算入しない期間は、同条第 2 項の規定により支給を受けた前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間及び個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間のうち当該脱退一時金の請求に関する個人別管理資産に係る期間とする。

(個人別管理資産額の資格喪失後の移換期限)

第 58 条 企業型年金加入者であつた者が第 55 条の請求をした場合における法第 83 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「6 月以内」とあるのは、「6 月以内（当該企業型年金加入者であつた者が第 55 条の請求をした日の属する月の初日から第 32 条の裁定を受けた日の属する月の末日までの期間を除く。）」とする。

第 7 章 事業主に対する資産の返還

(事業主に対する資産の返還)

第 59 条 加入者が、別表 10 ア欄に定める実施事業所において、同表イ欄に定める勤続期間を満たすことなく同表ウ欄に定める事由により退職し資格を喪失したとき（加入者が本規約の障害給付金の受給権を有する場合を除く。以下本条において同じ。）は、当該加入者に係る個人別管理資産額のうち、次条の規定に基づき算定された額（以下「返還資産額」という。）を事業主に返還する。

- 2 前項の返還資産額の算定に係る勤続期間は、加入者が実施事業所に使用されるに至った日から加入資格を喪失した日の前日までの期間とし、1 月未満の端数月が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 別表 3 オ欄に一定の年齢を定めた実施事業所において、60 歳以上の加入者が別表 10 イ欄に定める勤続期間を満たすことなく同表ウ欄に定める事由により退職し資格を喪失したときは、第 1 項の規定にかかわらず、事業主に対する当該資産の返還は行わない。

(返還資産額の算定方法)

第 60 条 前条の返還資産の基礎となる額は、次に定める額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 当該加入者の資産を返還する日における個人別管理資産額（法第 54 条第 1 項若しくは法第 54 条の 2 第 1 項又は法 80 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 3 項の規定により資産を移換された者にあつては当該個人別管理資産額のうち事業主掛金を原資とする部分（加入者掛金の拠出がある場合においては、事業主掛金及び加入者掛金分の資産売却額から手数料等を控除した金額に、事業主掛金累計額及び加入者掛金累計額の合計額に占める事業主掛金累計額の割合を乗じた金額）の額に限る。）

- (2) 当該加入者の本規約に係る事業主掛金の合計額

- 2 前項の返還資産の基礎となる額に、勤続期間に応じて実施事業所ごとに定めた別表 10 イ欄に掲げた料率を乗じた額を返還資産額とする。

第 8 章 事務費等の負担方法

(運営管理業務に係る事務費の額及びその負担)

第 61 条 本規約に定める運営管理業務に係る事務費の額は、別表 11 ア欄に定める事業主ごとに同表イ欄に定める計算法により算出した額とする。

- 2 前項に定める事務費の負担者は、別表 11 ウ欄に定める。

(資産管理業務に係る事務費の額及びその負担)

第 62 条 本規約に定める資産管理業務に係る事務費の額は、以下に定める計算法により算出した額の合計額と

する。

(1) 残高比例報酬

信託財産の額（毎年3月及び9月に、計算対応期間（6月）の各前月末時価の平均残高）を下表の各級に区分して逓次に各料率を適用して計算した額の合計額。ただし、10万円未満の場合は10万円とする。（計算期間が6月に満たない場合は、月割計算とする。）

資産残高区分	料率（年率）
5億円以下の部分	0.10%
5億円超10億円以下の部分	0.09%
10億円超20億円以下の部分	0.08%
20億円超50億円以下の部分	0.07%
50億円超100億円以下の部分	0.06%
100億円超の部分	0.05%

(2) 給付事務手数料

給付1回当たり 400円

- 2 前項第1号に定める費用は各事業主が事業主掛金とは別に負担する。
- 3 第1項第2号に定める費用は受給権者が負担するものとし、給付金の中から充当する。
- 4 信託財産に属する金銭で乙委託先運営管理機関からの法第25条第3項に規定する通知のないもの（待機資金）による利息額については、第1項第1号に定める残高比例報酬に充当できるものとする。

（いわゆる投資教育に要する費用の額及びその負担）

第63条 法第22条に基づく措置（いわゆる投資教育）に要する実費用は、事業主が全額負担する。この費用は、事業主掛金とは別に負担する。

（運用商品に係る費用の負担）

第64条 加入者等は、自己の商品の選択（預け替えに係る選択を含む。）に係る費用を全額負担する。

（消費税）

第65条 運営管理業務及び資産管理業務に要する費用並びにいわゆる投資教育に要する費用に係る消費税は、それぞれの費用負担者がこれを負担する。

（事務費の負担）

第66条 本規約の第61条、第62条及び第63条に定める事業主が負担する事務費については、以下に定める方法で、事業主間で分担するものとする。

(1) 運営管理業務に係る事務費

第61条に定める額を各事業主が負担する。

(2) 資産管理業務に係る事務費のうち残高比例報酬

各事業主の平均資産残高を計算し、その額に応じ按分した額を支払う。ただし、年間の当該事務費が10万円未満の場合は、代表事業主がその差額を負担し、待機資金の利息は按分対象とはしないものとする。

(3) 投資教育に要する費用

各事業主が実費相当額を負担する。

（掛金及び支払事務費不足時の対応）

第67条 何らかの理由により一部の事業主からの掛金若しくは事務費の全部又は一部に不足が生じ、一定の期間を経過しても不足が解消されない場合は、代表事業主との協議を経た上で、当該事業主は本規約の適用から除外されることを認め、そのための手続きを速やかに行わなければならない。

第9章 雑則

（事業年度）

第68条 本規約の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（本規約の加入者となった者の個人別管理資産の移換）

第69条 本規約の資産管理機関は、次の各号に定める者（個人別管理資産がある者に限る。）が本規約の企業型年

金の加入者となった場合において、当該加入者が乙委託先運営管理機関に対し、その個人別管理資産の移換を申し出たときは、加入していた企業型年金の資産管理機関又は連合会から、当該加入者に係る現金化された個人別管理資産の移換を受ける。

(1) 本規約以外の企業型年金の加入者又は加入者であった者

(2) 個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者

- 2 本規約に定める資産管理機関は、次の各号に定める者が本規約の企業型年金の加入者となったときは、当該加入者が加入していた企業型年金の資産管理機関又は連合会から、当該加入者に係る現金化された個人別管理資産の移換を受ける。

(1) 本規約以外の企業型年金の加入者又は加入者であった者(当該企業型年金の老齢給付金又は障害給付金の受給権を有する者を除く。)であって、当該企業型年金の加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過してもなお当該企業型年金に個人別管理資産がある者

(2) 法第83条第1項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限り、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者を除く。)

(他の企業型年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換)

第70条 本規約に定める資産管理機関は、次の各号の規定に基づき、当該各号に定める者(個人別管理資産がある者に限る。)の現金化された個人別管理資産から第59条に規定する返還資産額を控除した額(以下「控除後の個人別管理資産」という。)(本条から第73条までにおいて同じ。)を、当該加入者となった企業型年金の資産管理機関に移換する。

(1) 本規約の企業型年金の加入者又は加入者であった者が他の企業型年金の加入者となった場合において、当該加入者となった者が個人別管理資産を当該他の企業型年金へ移換することを申し出たとき

(2) 本規約の加入者又は加入者であった者(本規約の老齢給付金又は障害給付金の受給権者を除く。)が他の企業型年金の加入者となった場合において、本規約の企業型年金の加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過してもなお本規約の企業型年金に個人別管理資産があるとき

(個人型年金の加入者となった者等の個人別管理資産の移換)

第71条 本規約の企業型年金加入者であった者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が連合会に対し、その個人別管理資産の移換の申出をした場合であって、当該移換の申出と同時に法第62条第1項若しくは第64条第2項の規定による申出をしたとき、又は個人型年金加入者若しくは個人型年金運用指図者であるときは、本規約の資産管理機関は、当該申出をした者の現金化された個人別管理資産を連合会に移換する。

(確定給付企業年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換)

第72条 本規約の資産管理機関は、加入者であった者(個人別管理資産がある者に限る。)が確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該加入者であった者が個人別管理資産を当該確定給付企業年金へ移換することを申し出たとき(当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、本規約の企業型年金の資産管理機関から個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められている場合に限る。)は、当該加入者であった者の控除後の個人別管理資産を当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等(確定給付企業年金法第30条第3項に規定する資産管理運用機関等をいう。)に移換するものとする。

- 2 前項の規定により個人別管理資産を移換した場合には、次の各号に掲げる期間(個人別管理資産を移換した日の翌日が属する月の前月までの期間に限る。)を通算加入者等期間から控除する。

(1) 企業型年金の企業型年金加入者期間(企業型年金の規約に基づいて納付した事業主掛金又は企業型年金加入者掛金に係る企業型年金加入者期間に限る。)

(2) 個人型年金の個人型年金加入者期間(個人型年金の規約に基づいて納付した個人型年金加入者掛金に係る個人型年金加入者期間に限る。)

(3) 法第54条第2項の規定により法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間

(4) 法第54条の2第2項の規定により法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間

(5) 法第74条の2第2項の規定により法第73条において準用する法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間

(その他の者の個人別管理資産の移換)

第73条 本規約の資産管理機関は、次の各号に定める者(個人別管理資産がある者に限る。)の現金化された個人別管理資産を連合会に移換する。

(1) 本規約の加入者であった者であって、その個人別管理資産が本規約の企業型年金の加入者の資格

を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月以内に前3条または中小企業退職金共済法第31条の3の規定により移換されなかった者（本規約の企業型年金運用指図者を除く。）

- (2) 本規約が終了した日において本規約の加入者等であった者であつて、その個人別管理資産が本規約が終了した日が属する月の翌月から起算して6月以内に前3条または中小企業退職金共済法第31条の3の規定により移換されなかった者

（資格喪失者が個人型年金加入者等である場合の個人別管理資産の移換の手続等）

第74条 乙委託先運営管理機関は、本規約の資格喪失者が企業型年金加入者の資格喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過した後速やかに、個人型記録関連運営管理機関に対し、当該資格喪失者が個人型年金の個人型年金加入者等の資格を有する者であるかどうか等の情報の提供をもとめるものとする。

- 2 前項の規定により当該資格喪失者が個人型年金加入者等資格を有する者であることが判明した場合にあっては、本規約の資産管理機関は、乙委託先運営管理機関の指示に基づいて速やかに、現金化された前条の規定による個人別管理資産の移換及び第59条の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

（個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

第75条 事業主は、加入者が資格を喪失した場合には、当該資格喪失者に対して、次の事項等について説明しなければならない。

- (1) 法第80条及び第82条までの規定による他の企業型年金又は連合会へ個人別管理資産を移換する旨の申出は、資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6月以内に行うこと。
- (2) 前号の申出を行わない場合には、以下のア～ウのいずれかの取扱いがされること。
- ア 法第80条第2項の規定により、当該企業型年金に個人別管理資産があり他の企業型年金の加入者の資格を取得している場合には、新たに資格を取得した企業型年金へ個人別管理資産が自動的に移換されることとなること。
- イ 法第83条及び規則第65条の規定により、当該企業型年金に個人別管理資産があり個人型年金加入者等の資格を取得している場合には、個人型年金へ個人別管理資産が自動的に移換されることとなること。
- ウ 法第83条の規定により、個人別管理資産が連合会に自動的に移換され、連合会移換者である間、運用されることのないまま、管理手数料が引き落とされることとなること。その際、当該期間は通算加入者等期間に算入されないことから、老齢給付金の支給開始可能な時期が遅くなる可能性があること。
- (3) 企業型年金加入者の資格を喪失した者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合には、資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6月以内であれば法第54条の4の規定により確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行うことができること。また、法第83条の規定により、個人別管理資産が連合会に自動的に移換されている者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合には、法第74条の4の規定により確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行うことができること。なお、確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いである。企業型年金の本人拠出相当額は拠出時に非課税の取扱いであることから、確定給付企業年金へ移換する個人別管理資産に企業型年金の本人拠出相当額を含む場合であっても、確定給付企業年金の本人拠出相当額としての取扱いではなく、給付時に課税されることとなること。
- (4) 法第54条の4又は第54条の5の規定による企業型年金から確定給付企業年金又は退職金共済への個人別管理資産の移換を行う場合にあっては、移換先の制度の制度設計上、確定拠出年金に加入していた期間（勤続年数を含む。）が移換先の制度設計に合わせた期間に調整される可能性があること。また、企業型年金の個人別管理資産に係る期間（当該個人別管理資産に厚生年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会又は連合会から移換してきた資産を含む場合は当該資産に係る期間を含む。）は通算加入者等期間から控除されることとなること。ただし、企業型年金及び個人型年金に同時に加入する者であつて、企業型年金の個人別管理資産のみ移換する場合には、個人型年金の加入者期間に影響はないこと。

- 2 事業主は、資格喪失後一定期間を経過した後においても移換の申出を行っていない資格喪失者に対し、資格喪失者の個人別管理資産が移換されるまでの間、当該申出を速やかに行うよう適時に促すよう努めなければならない。

（脱退一時金相当額等の移換の申出手続）

第76条 加入者は、以下の各号に定める額を本規約の資産管理機関に移換することを当該各号に定める者に対して申し出ることができる。

- (1) 厚生年金基金の脱退一時金相当額 厚生年金基金

- (2) 確定給付企業年金の脱退一時金相当額 確定給付企業年金の実施事業所の事業主又は企業年金基金
- (3) 企業年金連合会の規約で定める積立金又は年金給付等積立金等 企業年金連合会
- 2 前項の移換の申出は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 - (1) 前項第 1 号に規定する脱退一時金相当額の移換 申出を行った者が加入していた厚生年金基金の加入員の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日
 - (2) 前項第 2 号に規定する脱退一時金相当額の移換 申出を行った者が加入していた確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日
 - (3) 前項第 3 号に規定する積立金又は年金給付等積立金等の移換 加入者の資格を取得した日から起算して 3 月を経過する日
- 3 前項ただし書きの場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

(脱退一時金相当額等の移換)

第 77 条 本規約の資産管理機関は、脱退一時金相当額等の移換を受けることができる。

- 2 前項の規定により移換を受けた脱退一時金相当額等は、脱退一時金相当額等の移換を申し出た者の個人別管理資産に充てるものとする。
- 3 第 1 項の規定により資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けた場合には、第 12 条の規定にかかわらず、当該脱退一時金相当額等の移換を受けた加入者等が当該厚生年金基金の設立事業所若しくは当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち移換を受けた資産の額の算定の基礎となった期間又は解散した厚生年金基金の加入員であった期間若しくは終了した確定給付企業年金の加入者期間を通算加入者等期間（60 歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）に算入するものとする。
- 4 前項にかかわらず、既に企業型年金の企業型年金加入者として通算加入者等期間に算入されている期間及び過去に資産の移換を行って通算加入者等期間に算入した期間を除く。また、法附則第 2 条の 2 又は法附則第 3 条の規定による脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間（脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第 54 条第 2 項及び法第 54 条の 2 第 2 項の規定により法第 33 条第 1 項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間（脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第 74 条の 2 第 2 項の規定により算入された法第 73 条の規定により準用する法第 33 条第 1 項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び個人型年金運用指図者期間は、通算加入者等期間に算入しない。

(脱退一時金相当額等の移換に関する事項の説明義務)

第 78 条 事業主は、本規約の加入者の資格を取得した者が、本規約の資産管理機関へ脱退一時金相当額等を移換することができるものであるときは、移換申出期限、通算加入者等期間に算入する期間及び当該脱退一時金相当額等の移換の申出の手続、手数料その他脱退一時金相当額等の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

- 2 事業主は、本規約の加入者の資格を喪失した者又は本規約が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者に次に掲げる事項を説明しなければならない。
 - (1) 法第 54 条の 4 第 2 項の規定により個人別管理資産を移換することができることその他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項
 - (2) 中小企業退職金共済法第 31 条の 3 第 1 項の規定により個人別管理資産を移換することができることその他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項(中小企業退職金共済法第 31 条の 3 第 1 項の規定により個人別管理資産を移換することができる者である場合に限る。)

(加入者等の個人情報の取扱)

第 79 条 事業主は、本規約の実施に係る業務に関し、加入者等及び加入者であった者の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で保管及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合のほか正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 2 委託先運営管理機関は、本規約の実施に係る業務に関し、加入者等及び加入者であった者の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

(規約の変更)

- 第 80 条 事業主は、法第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 1 項の規定に基づき、本規約の変更をしようとするときは、実施事業所に使用される厚生年金被保険者（ただし、別表 3 オ欄に一定の年齢を定める実施事業所にあつては、法第 9 条第 1 項ただし書の規定により企業型年金加入者となる者を含む。以下同じ。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。
- 2 前項の同意は、各実施事業所について得なければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の変更（実施事業所の増加及び減少を含む。）がすべての実施事業所に係るものでない場合には、当該変更に係る実施事業所以外の実施事業所については、第 1 項の同意があったものとみなす。
 - 4 事業主は、本規約の変更について、地方厚生（支）局長の承認を受けたときは承認を受けた規約を、地方厚生（支）局長に届け出るときは届け出た規約を、実施事業所に使用される厚生年金被保険者及び運用指図者（運用指図者に係る事項に重要な変更を加えたときに限る。）に周知しなければならない。

(規約の終了)

- 第 81 条 事業主は、本規約を終了しようとするときは、法第 46 条の規定に基づき、実施事業所に使用される厚生年金被保険者（ただし、別表 3 オ欄に一定の年齢を定める実施事業所にあつては、法第 9 条第 1 項ただし書の規定により企業型年金加入者となる者を含む。以下同じ。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。
- 2 前項の同意は、各実施事業所について得なければならない。
 - 3 事業主は、本規約の終了について地方厚生（支）局長の承認を受けたときは、実施事業所に使用される厚生年金被保険者及び運用指図者に周知しなければならない。

(規約に定めのないもの)

- 第 82 条 本規約に定めのないものについては、法令の定めるところによるものとする。
- 2 給付金の支給、個人別管理資産の移換その他に関して、本規約に定めのない事項については、委託先運営管理機関又は資産管理機関の定めるところによる。

附則

(施行期日)

第 1 条 本規約は、令和元年 9 月 1 日から施行する。(以下略)